

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定申請に係る審査基準及び指導基準
 (根拠法令・条項：国家戦略特別区域法 第13条第2項)

	審査項目	根拠法令等	審査基準
申請書及び添付書類	1 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書(市規則様式1)	市規則 2(1)	
	2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	規則 11(1)	申請者が法人の場合
	3 住民票の写し	規則 11(2)	申請者が個人の場合
	4 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款	規則 11(3)	外国語表記とその日本語訳
	5 施設の構造設備を明らかにする図面	規則 11(4)	客室については、各部屋の寸法、ベッド等の配置が記載されたもの。
	6 施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録	規則 11(5)	説明に使用した書面を含む。
	7 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法	規則 11(6)	
	8 消防法その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し	市規則 2(2)-1	
	9 水道法第4条第1項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し(水質検査結果書)	市規則 2(2)-2	使用する水が水道法第3条第1項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水(以下、水道水等という。)以外の場合
	10 施設を事業に使用するための権利を有することを証する書面		
(1) 全ての賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る契約書の写し	市規則 2(2)-3	申請者が施設の賃貸人又は転借人である場合	
(2) 賃貸借契約に係る全ての賃貸人又は転借人の承諾を証する書面	市規則 2(2)-3	申請者が施設の賃貸人又は転借人である場合	
(3) 管理規約(使用規則等を含む)の写し ただし、管理規約に事業に関する定めがない場合(特区民泊を禁止する意思がない場合を含む。)は、管理組合の理事長名の「特区民泊の実施に関する証明」	市規則 2(2)-4	分譲マンション等の区分所有建物の専用部分で事業を行う場合 「特区民泊の実施に関する証明」は、事業が規約に違反していないことを証する書面とし、原本を提出すること。	

審査項目	根拠法令等	審査基準
11 その他市長が必要と認める書類		(4)及び(5)は、施設の設備に応じ必要なものを提出すること。
(1) 付近見取図	市規則 2(2)-5 市規則様式 1	施設の位置及び当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域がわかるもの
(2) 居室内に備え付ける施設の使用方法に関する案内書	市規則 2(2)-5 市規則様式 1	外国語表記とその日本語訳
(3) 「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく様式 (役員一覧表)	市規則 2(2)-5	エクセルファイルに入力して提出すること。
(4)給排水設備に関する書類及び図面 <例> ・給水・給湯・排水設備の平面図、配管系統図、機器表等 ・貯水槽・貯湯槽の機器表及び仕様書	市規則 2(2)-5	水源から給水までの経路がわかる図面とすること。 飲用水・浴槽に使用する水・湯、シャワー水等を含むこと。
(5)殺菌装置等の詳細図 <例> ・機器表、仕様書等 ・メーカー名、型式等が分かる書類	市規則 2(2)-5	飲料水が水道水等以外の水である場合
12 申請手数料 22,100 円	市手条例	

(根拠法令・条項：国家戦略特別区域法 第13条第4項)

	審査項目	根拠法令等	審査基準
申請者	申請者が、次のいずれにも該当しないこと。	法13(4)	
	1 精神の機能の障害により国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	法13(4)1 規則12の2	
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	法13(4)2	
	3 法第13条第13項（第1号及び第2号に係る部分を除く。）の規定により特定認定を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者（当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から起算して3年を経過しないものを含む。）	法13(4)3	
	4 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第13条第14項から第16項までの規定若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者	法13(4)4	
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	法13(4)5	千葉県警察本部への照会・回答で該当しないこと。
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	法13(4)6	千葉県警察本部への照会・回答で該当しないこと。
	7 法人であって、その業務を行う役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの	法13(4)7	千葉県警察本部への照会・回答で該当しないこと。
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	法13(4)8	千葉県警察本部への照会・回答で該当しないこと。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定等に係る審査基準及び指導基準

項目	基準	補足説明	根拠
実施地域	所在地が国家戦略特別区域（若葉区・緑区の第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域及び市街化調整区域）であること。	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は対象外	令 13(1)
滞在期間	施設を使用させる期間は3日(2泊3日)以上であること。	宿泊の受付は2泊3日以上とすること。	令 13(2) 市条例 2
賃貸借契約	賃貸借契約は、次のものであること。 ・滞在者の言語に対応していること。 ・当該居室を3日以上使用すること(2日以内の解約はできないこと)が記載されていること。		令 13(1) 令 13(5)
外国人旅客の滞在に必要な役務の提供	施設の使用開始時に滞在者に(1)～(5)の事項を説明できる体制が取られていること。	24時間対応できる体制であること。	令 13(5)
	(1)施設に備え付けられた設備の使用方法		令 13(5)
	(2)火災等の緊急事態が発生した場合の通報先(消防署、警察署、事業者等)及び初期対応の方法(防火設備の使用方法を含む)	次の事項を含むこと。 ①急病人の発生や事故等の緊急時の連絡先(責任者氏名、電話番号)・連絡方法 ②出火防止対策(コンロ・ストーブ等の使用方法、喫煙ルール等) ③地震等災害発生時の避難方法や対応方法	令 13(5) 市条例 3-3
	(3)廃棄物の処理方法	施設内でのごみの分別方法を周知すること。	令 13(5) 市条例 3-4
	(4)騒音の防止のために配慮すべき事項	深夜に騒がない、など。	令 13(5) 市条例 3-4
	(5)滞在型余暇活動の情報	施設の近辺のグルメ、買い物、交通手段、観光スポット、イベント等の情報提供に努めること。	令 13(5) 市条例 3-1
居室	面積	一居室の床面積は、25㎡以上であること。(台所、浴室、便所及び洗面設備を含む。) 滞在者一人当たりの床面積は、有効面積3.3㎡以上とすること。	令 13(3)イ 指導基準
	施錠	出入口及び窓は鍵をかけることができるものであること。	外部から容易に開けられる鍵は不可。 令 13(3)ロ
居室	区画	出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は壁造りであること。	令 13(3)ハ

項目		基準	補足説明	根拠
設備		適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。		令 13(3)ニ
	換気 防湿	適切な箇所に開放できる窓や給気口等を設置し、衛生的な空気環境を十分確保できること。		令 13(3)ニ
	採光	窓等により自然光が採光できる構造であること。		令 13(3)ニ
	照明	適度な照度を保つことができる照明設備を備えること。		令 13(3)ニ
		照度は、次の照度を保持すること。 ・居室（浴室、便所、洗面設備を除く） ：使用時 40Lx 以上 ・浴室、便所、洗面設備 ：使用時 20Lx 以上		指導基準
	排水	汚水等が適切に排水できる構造であること。 浄化槽使用の際は、滞在定員数に応じた容量のものを設置すること。		令 13(3)ニ
	冷暖房	施設の規模に応じた冷房及び暖房設備を設けること。	エアコン、ストーブなど。扇風機単独は不可。	令 13(3)ニ
		台所、浴室、便所及び洗面設備を設けること。		令 13(3)ホ
	台所	流水式の流し台（シンク）、調理のできる設備及び食品等を冷蔵保管できる設備を備えること。	・流水式とは、水道に接続していることをいう。 ・冷蔵保管設備は、動力式のものを備えること。	令 13(3)ホ
	浴室	壁等で区画し、外部から見通すことができない構造であること。		指導基準
流水式のシャワー設備、カラン等を設置すること。		・流水式とは、水道に接続していることをいう。 ・浴槽の設置がないシャワー室でも可とする。	令 13(3)ホ	
居室	設備	滞在定員数に応じた適当な数を備えること。	滞在定員数が 6 名以上の場合は 2 個以上、11 名以上の場合は 3 個以上、以降 5 名ごとに 1 個を追加した数とすること。	令 13(3)ホ
		水洗式かつ座便式のものであること。		指導基準

項目	基準	補足説明	根拠	
		水洗式でない場合は、防虫・防鼠及び防臭を効果的に実施できる措置を講じること。	換気扇又は網戸付きの開閉窓を設置すること。	令 13(3)ホ
	洗面設備	台所とは別に、流水式の洗面台を設けること。	流水式とは、水道に接続していることをいう。	令 13(3)ホ
	使用水	<ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の水を使用する場合は、塩素滅菌装置を設置すること。 飲用に適した水を供給すること。 水質検査の結果、水質基準に不適合の場合は、上水道に切り替えるか、飲用に使用する水は市販水等を提供すること。 また、蛇口等の給水栓には「飲用不可」又は「この水は飲めません。」等の表示をすること。	11 項目の水質基準*に適合していること。 (*水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に規定する一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度)	指導基準
器具等		寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理に必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。		令 13(3)ハ
	寝具	滞在定員数に応じた適切な数を備えること。		令 13(3)ハ
		清潔に保管できる場所を設けること。	リネン庫、押入れ又は収納設備を設けること。	指導基準
	テーブル・椅子	滞在定員数に応じた適当な設備を備えること。	和室の場合、座卓及び座布団でも可。	令 13(3)ハ
	収納家具	滞在定員数に応じた適当な設備を備えること。		令 13(3)ハ
	調理器具	コンロ、電子レンジ等加熱又は加熱ができる器具、食器類を備えること。		令 13(3)ハ
		食器類を衛生的に保管できる設備を設けること。	戸棚の設置や蓋付きのプラスチック製ケース等	指導基準
	清掃用具	適当な数の清掃用具及びごみ箱を備えること。	掃除機、雑巾など	令 13(3)ハ
	清掃用具の保管場所を設けること。		指導基準	
清潔な居室の提供	居室、設備及び器具等は、滞在終了ごとに清掃・消毒等を実施し、清潔な居室を提供すること。5		令 13(4)	
滞在中名簿	滞在中者が施設の使用を開始する時及び施設の使用を終了する時に、対面(又は滞在中者が実際に施設に所在することを映像等)により確認し、滞在中者名簿に記載されている滞在中	鍵の授受を対面で行うこと。 ただし、対面で行うことができない場合は、居室に設置されたテレビ電話	指導基準	

項目	基準	補足説明	根拠
	者と実際に施設を使用する者が同一の者であることを確認できる体制であること。(滞在者名簿の作成方法を含む。)	等により、滞在者が確実に施設に所在すること、滞在者本人であることを確認すること。	
	滞在者名簿には、滞在期間、滞在者の氏名、住所、連絡先、外国人の場合は国籍、旅券番号を記載すること。 滞在者名簿は、施設又は事業者の事務所等に備え付けること。	国籍、旅券番号の記載はパスポートの写しの保管でもよい。	令13(6) 規則10の2
周辺地域の住民への説明	<p>認定申請前に、施設の周辺地域の住民に対し、施設が特区民泊の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。</p> <p><周辺地域の住民></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設を構成する建築物に居住する者 施設を構成する建築物の敷地に隣接する土地に存する建築物(外壁間の水平距離が20mを超えるものを除く)に居住する者 施設を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地に接する場合は、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が10mの範囲内の土地に存する建築物(外壁間の水平距離が20mを超えるものを除く)に居住する者 <p><説明事項>(書面記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定認定を受けようとする者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 施設の名称及び所在地 事業の内容 苦情及び問合せ窓口の連絡先(責任者氏名、電話番号、所在地) 廃棄物の処理方法 火災等の緊急事態が生じた際の対応方法 	<ul style="list-style-type: none"> 説明は、特定認定申請を行う前に完了すること。(説明の方法) 説明は、説明会の開催又は戸別の説明により、書面を配布して行うこと。 書面のポスティングのみでは、法に規定する説明とはみなせないこと。 説明は、事業者自らが行うことが望ましい。自らが行わない場合は、苦情及び問合せ窓口の責任者など、説明の際の問合せに対し、適切な対応が可能な者が行うこと。 説明の際に受けた意見等には誠意をもって対応すること。 説明後に問い合わせがあった場合も、適切に対応すること。 	令13(7) 規則10の3
施設を使用するための正当な権利	特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合は、賃貸借契約に係るすべての賃借人又は転借人が施設を特区民泊の用に供することについて承諾していること。	承諾を証する書面を申請書に添付すること。	市規則2-2(3)
	分譲マンション等の区分所有建物内で事業を行う場合は、施設を特	管理規約(使用細則等を含む)の写し及び管理組	市規則2-2(4)

項目	基準	補足説明	根拠
	区民泊の用に供することが、マンションの管理規約に違反していない（管理組合に特区民泊を禁止する意思がない）こと。	合の理事長名の「特区民泊の実施に関する証明」を添付すること。	
苦情及び問合せの対応	施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われる体制であること。	24 時間対応できる体制であること。	令 13(8)
標識の掲示	施設の名称及び所在地、認定番号、緊急連絡先（責任者氏名、電話番号）を記載した標識を、滞在者や近隣住民等から確認しやすい位置に、事業を開始する日までに設置すること。	訪問する滞在者に分かるように、公道から確認できる場所、集合住宅の場合は、居室のドア等に設置すること。その他、必要な場所に設置すること。	市条例 3-2 市規則 8
消防法令	・防火管理者の選任（該当の場合は届出）や防災物品の使用等が適正に行われていること。	防火管理者の選任については収容人員により選任の義務が生じる場合がある。	消防法 第 8 条
	・消防法令で義務付けられている設備等が適正に設置・維持されていること。	使用するじゅうたん、カーテン等に防災規制がかかる。 建築物の用途・規模・形態等により必要な消防用設備等を適正に設置・維持する必要がある。	消防法 第 8 条の 3 消防法 第 17 条
標準処理期間	30 日		

法：国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）

令：国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年 3 月 28 日政令第 99 号）

規則：厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省令第 33 号）

市条例：千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 29 年 9 月 20 日千葉市条例第 34 号）

市手条例：千葉市衛生関係手数料条例（平成 12 年 3 月 21 日千葉市条例第 11 号）

市規則：千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成 29 年 12 月 20 日千葉市規則第 54 号）